

広島市総合屋内プール等共用駐車場における利用料金減免項目について

1 利用料金を減免することができる場合及びその減免の額は次のとおりとする。

区 分	減 免 額
<p>(1) 次の各号のいずれかに該当する者が自ら自動車を運転し、又は介護者の運転する自動車に同乗して駐車場に駐車させる場合。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該身体障害者手帳に身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p> <p>イ 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に障害の程度が㉠又はAである者として記載されている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者</p> <p>エ 前3号に掲げる者のほか、広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）第3条の6第13号に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者</p>	<p>1台につき、駐車開始時刻から引き続き2時間までの部分の利用料金の全額</p>
<p>(2) 総合屋内プール又は東区スポーツセンターを利用中に当該利用施設が臨時休館された場合。</p>	<p>全額</p>

2 駐車料金の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものを施設職員に提示しなければならない。

1(1)アの場合 身体障害者手帳

1(1)イの場合 療育手帳

1(1)ウの場合 精神障害者保健福祉手帳

1(1)エの場合 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症に限る。）及び駐車禁止除外指定車標章